



2023年12月26日

各位

会社名 リビン・テクノロジーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川合 大無
(コード番号：4445 東証グロース)
問い合わせ先 取締役管理部 部長 小林 翔太郎
(TEL. 03-5847-8556)

新株予約権の消滅及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、2024年9月期第1四半期（2023年10月1日～2023年12月31日）において、下記のとおり新株予約権が消滅することとなり、特別利益が発生いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

第6回新株予約権

(1) 決議日	2021年2月12日
(2) 割当先	当社の取締役及び従業員
(3) 権利行使期間	2023年1月1日～2031年2月28日
(4) 新株予約権の発行数	35個
(5) 新株予約権の未行使残高数	3,500株
(6) 消滅する新株予約権の数	35個
(7) 消滅後の新株予約権の数	0個

第7回新株予約権

(1) 決議日	2021年2月12日
(2) 割当先	税理士法人とおやま（注）
(3) 権利行使期間	2023年1月1日～2031年2月28日
(4) 新株予約権の発行数	95個
(5) 新株予約権の未行使残高数	9,500株
(6) 消滅する新株予約権の数	95個
(7) 消滅後の新株予約権の数	0個

（注）第7回新株予約権は、税理士法人とおやまを信託者とする信託に割り振られ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 新株予約権の消滅の理由

2021年2月12日に発行決議を行った第6回新株予約権及び第7回新株予約権は、「新株予約権に行使の条件」があり、下記の行使条件を達成できなかったため、消滅することとなりました。

なお、発行要領につきましては、2021年2月12日付「第6回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」及び「第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ」をご参照願います。

〈第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使条件〉

- ・新株予約権者は、2022年9月期から2023年9月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された営業利益が、500百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

3. 新株予約権の消滅日

2023年12月26日

4. 特別利益の内容

本新株予約権の消滅により、2024年9月期第1四半期において特別利益として新株予約権戻入益15,618千円を計上いたします。

5. 今後の見通し

上記新株予約権の消滅による2024年9月期業績への影響は軽微であります。

以 上